

第1回幕別町議会臨時会

議事日程

令和元年第1回幕別町議会臨時会
(令和元年5月10日 10時00分 開会・開議)

- 臨時議長の紹介
議員自己紹介
町長挨拶
教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会会長の自己紹介
執行機関幹部職員紹介
開会、開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名（仮議席番号）
2番 藤原 孟 3番 千葉幹雄 5番 芳滝 仁
日程第3 選挙第1号 議長の選挙

追加議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 選挙第2号 副議長の選挙
日程第3 議席の指定
日程第4 常任委員会委員の選任
日程第4の2 議長の常任委員会委員の辞任
日程第5 広報広聴委員会委員の選任
日程第6 議会運営委員会委員の選任
日程第7 選挙第3号 南十勝複合事務組合議会議員の選挙
日程第8 選挙第4号 十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙
日程第9 選挙第5号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
日程第10 選挙第6号 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙
日程第11 報告第1号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第12 承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成31年度幕別町一般会計補正予算（第1号））
日程第13 承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成31年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号））
日程第14 承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成31年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号））
日程第15 承認第6号 専決処分した事件の承認について（幕別町税条例等の一部を改正する条例）
日程第16 承認第7号 専決処分した事件の承認について（平成30年度幕別町一般会計補正予算（第12号））
日程第17 承認第8号 専決処分した事件の承認について（平成31年度幕別町一般会計補正予算（第

		2号))
日程第18	議案第25号	幕別町税条例の一部を改正する条例
日程第19	議案第26号	幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第20	議案第27号	幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
日程第20の2	議案第26号	幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (民生常任委員会報告)
日程第20の3	議案第27号	幕別町総合介護条例の一部を改正する条例 (民生常任委員会報告)
日程第21	議案第28号	令和元年度幕別町一般会計補正予算(第3号)
日程第22	議案第29号	令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第23	議案第30号	工事請負契約の締結について(春日東団地公営住宅3号棟建設工事(建築主体))
日程第24	議案第31号	工事請負契約の締結について(春日東団地公営住宅4号棟建設工事(建築主体))
日程第25	議案第32号	財産の取得について(戸籍電算システム機器)
日程第26	議案第33号	財産の取得について(パソコン端末)
日程第27	議案第34号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第28	議案第35号	副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第29		閉会中の継続調査の申し出(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会、広報広聴委員会、議会運営委員会)

会議録

令和元年第1回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和元年5月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 5月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 若山和幸 7 岡本真利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子
11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文
16 藤原 孟 17 東口隆弘
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 菅野勇次 農業委員会会長 谷内雅貴
代表監査委員 八重柏新治 企画総務部長 山岸伸雄
住民福祉部長 合田利信 経 済 部 長 萬谷 司
建設部長 笹原敏文 会 計 管 理 者 原田雅則
忠類総合支所長 伊藤博明 札内支所長 坂井康悦
教 育 部 長 岡田直之 政策推進課長 谷口英将
総 務 課 長 新居友敬 地域振興課長 川瀬吉治
糠内出張所長 天羽 徹 税 務 課 長 高橋修二
住民生活課長 佐藤勝博 防 災 環 境 課 長 寺田 治
福 祉 課 長 檜木良美 こ ども 課 長 高橋宏邦
農 林 課 参 事 松井公博 商工観光課長 亀田貴仁
土 木 課 長 小野晴正 都 市 計 画 課 長 吉本哲哉
都市計画課参事 河村伸二 水 道 課 長 山本 充
学校教育課長 山端広和 学校給食センター所長 宮田 哲
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名（仮議席番号）
2 藤原 孟 3 千葉幹雄 5 芳滝 仁

議事の経過

(令和元年5月10日 10:00 開会・開議)

[臨時議長の紹介]

- 議会事務局長（細澤正典） ご起立願います。おはようございます。
事務局長の細澤です。
本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。
議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。
年長の野原恵子議員をご紹介します。
野原議員、議長席へお越してください。

[臨時議長挨拶]

- 臨時議長（野原恵子） ただいま紹介されました野原です。
地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。
どうぞよろしく願いいたします。

[議員自己紹介]

- 臨時議長（野原恵子） 最初に、本臨時会は一般選挙後、初めての議会になりますので、議員の自己紹介を行います。
藤原議員から順に自己紹介をお願いいたします。
(議長の声あり)
- 臨時議長（野原恵子） 藤原議員。
- 2番（藤原 孟） 旭町に住んでおります藤原孟です。どうぞよろしく願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 千葉議員。
- 3番（千葉幹雄） 錦町に住んでおります千葉でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 中橋議員。
- 4番（中橋友子） 札内桂町に住んでおります中橋友子です。どうぞよろしく願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 芳滝議員。
- 5番（芳滝 仁） 札内桂町に住んでおります芳滝でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 石川議員。
- 6番（石川康宏） 五位に住んでおります石川康宏でございます。よろしく願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 東口議員。
- 7番（東口隆弘） 忠類元忠類に住んでおります東口隆弘です。よろしくどうぞお願いします。
- 臨時議長（野原恵子） 若山議員。
- 8番（若山和幸） 古舞、栄地区に住んでおります若山和幸です。どうぞよろしく願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 内山議員。
- 9番（内山美穂子） 札内北町に住んでいます内山です。どうぞよろしく願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 藤谷議員。
- 10番（藤谷謹至） 忠類元町に住んでおります藤谷謹至と申します。よろしく願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 寺林議員。
- 11番（寺林俊幸） 美川に住んでおります寺林俊幸です。どうぞよろしく願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 田口議員。
- 12番（田口廣之） 日新に住んでいます田口廣之です。どうぞよろしく願いいたします。

- 臨時議長（野原恵子） 岡本議員。
- 13番（岡本眞利子） 緑町に住んでおります岡本眞利子です。どうぞよろしく願ひいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 谷口議員。
- 14番（谷口和弥） 札内暁町に住んでおります谷口和弥と申します。どうぞよろしく願ひいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 小川議員。
- 15番（小川純文） 猿別に住んでいます小川純文です。どうぞよろしく願ひいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 小田議員。
- 16番（小田新紀） 札内青葉町に住んでおります小田新紀です。よろしく願ひいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 酒井議員。
- 17番（酒井はやみ） 札内中央町に住んでおります酒井はやみと申します。よろしく願ひいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 荒議員。
- 18番（荒 貴賀） 札内若草町に住んでおります荒貴賀です。どうぞよろしく願ひいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 小島議員。
- 19番（小島智恵） 緑町に住んでおります小島智恵です。どうぞよろしく願ひいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 最後に私、旭町に住んでおります野原恵子です。どうぞよろしく願ひいたします。

[町長挨拶]

- 臨時議長（野原恵子） ここで、町長から挨拶をお願いいたします。

飯田町長。

- 町長（飯田晴義） 改めまして、皆さん、おはようございます。

改選後、初の議会ということで、こうしてご挨拶をさせていただき時間をいただきましたことを、感謝を申し上げたいというふうに思います。

議員の皆さまにおかれましては、さきの幕別町議会議員選挙において、見事当選を果たされました。心からお祝いを申し上げたいというふうに思います。

かく言う私も町長選挙におきまして、多くの皆さんのご支持をいただきまして再選を果たすことができました。本当にありがたいなというふうに思っているところであります。

今こうして、ここから見る風景が改選前と全然異なっていて、何かちょっと違和感を感じると同時に、私も非常に緊張しております、改めて初心に戻って、しっかりとまちづくりを担わせていただくという、そんな決意でいるところであります。

議員の皆さまにおかれましては、それぞれ公約を掲げまして、それぞれの力点あるいはまちづくりについて町民の皆さんにお約束をしてきたかというふうに思います。その力点なりアプローチの仕方というのは、それぞれ違うかもしれませんが、私どもと向かうところは一緒であろうと、より住みよいまちづくりに尽くしていこうと、そういう思いは私は一緒であろうというふうに思っているところであります。そんな意味で、これからこの議場でさまざまご議論もさせていただくということもあろうし、また、さまざまな提言、提案もいただくことというふうに思っております。

私としましては、はたから見て幕別町に住んでみたい、そして今住んでいる方は住み続けたい、そして住んでよかったと思えるようなまちづくりに努めてまいりたいというふうに思いますので、これまで以上の皆さん方のご支援、ご協力、そしてご指導を切にお願い申し上げて、一言ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願ひいたします。

[教育委員会教育長・代表監査委員・農業委員会会長の紹介]

○臨時議長（野原恵子） 次に、教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会会長から、自己紹介をお願いしたいと思います。

菅野教育委員会教育長からお願いします。

○教育長（菅野勇次） 教育委員会教育長の菅野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○代表監査委員（八重柏新治） 代表監査委員の八重柏新治です。どうぞよろしく願いいたします。

○農業委員会会長（谷内雅貴） 農業委員会会長をやっております谷内です。どうぞよろしく願いいたします。

[執行機関幹部職員紹介]

○臨時議長（野原恵子） 続きまして、執行機関幹部職員の紹介をお願いいたします。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 副町長の川瀬と申します。よろしく願い申し上げます。

それでは、私から執行機関の幹部職員を紹介させていただきたいと思います。議場の関係上、暫時お待ちいただきたいと思います。

それでは、はじめに課長職からご紹介を申し上げます。

政策推進課長、谷口英将。

総務課長、新居友敬。

税務課長、高橋修二。

糠内出張所長、天羽徹。

住民生活課長、佐藤勝博。

防災環境課長、寺田治。

防災環境課参事、佐藤繁。

福祉課長、樫木良美。

こども課長、高橋宏邦。

保健課長、白坂博司。

農林課長、香田裕一。

農林課参事、松井公博。

農業振興担当参事、渡部賢一。

商工観光課長、亀田貴仁。

土木課長、小野晴正。

都市計画課長、吉本哲哉。

都市計画課参事、河村伸二。

水道課長、山本充。

会計課長、金田一宏美。

忠類総合支所地域振興課長、川瀬吉治。

同じく、保健福祉課長、半田健。

同じく、経済建設課長、川瀬康彦。

札内支所住民課長、杉崎峰之。

同じく、住民相談担当参事、境谷美智子。

議会事務局議事課長、林隆則。

教育委員会学校教育課長、山端広和。

同じく、生涯学習課長、石野郁也。

同じく、幕別学校給食センター所長、宮田哲。

同じく、図書館長、武田健吾。

農業委員会事務局長、廣瀬紀幸。

以上が、課長職であります。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、部長職を紹介申し上げます。

企画総務部長、山岸信雄。

住民福祉部長、合田利信。

経済部長、萬谷司。

建設部長、笹原敏文。

会計管理者、原田雅則。

忠類総合支所長、伊藤博明。

議会事務局長、細澤正典。

教育委員会教育部長、岡田直之。

以上が、執行機関幹部職員です。よろしくお願ひ申し上げます。

[開会・開議宣告]

○臨時議長（野原恵子） ただいまから、令和元年第1回幕別町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○臨時議長（野原恵子） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[仮議席の指名]

○臨時議長（野原恵子） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

[会議録署名議員の指名]

○臨時議長（野原恵子） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、臨時議長において、2番藤原議員、3番千葉議員、5番芳滝議員を指名いたします。

[議長選挙]

○臨時議長（野原恵子） 日程第3、選挙第1号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○臨時議長（野原恵子） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○臨時議長（野原恵子） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に、寺林俊幸議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました寺林俊幸議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○臨時議長（野原恵子） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました寺林俊幸議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された寺林俊幸議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

議長に当選された寺林俊幸議員から発言を求められておりますので、これを許します。

寺林俊幸議員。

○議長（寺林俊幸） ただいまお許しをいただきましたので、ご挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいま議員各位の推挙により、不肖私が第 12 代幕別町議会議長の要職につかせていただくことになりました。

まことに身に余る光栄と感激いたすと同時に、その責任の重さを痛感しているところでございます。

もともと浅学非才の私であります。議長として公正かつ円滑な議会運営に全力で取り組んでまいります。

今日の最大の課題であります少子高齢化、人口減少の対策や、ますます厳しくなるであろう財政状況を考えるとき、議会の果たす役割は大きく、より町民の負託に応える議会づくりが求められているものと思っております。幕別町を元気に、住んでみたい、住みよいまちづくりに向け、行政と両輪となり、町民に分かりやすい開かれた議会を目指すとともに、町民に信頼される議会運営に努める決意であります。

今後とも、議員各位、そして理事者各位、町民の皆さま方の温かいご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○臨時議長（野原恵子） これで、臨時議長の職務は全部終了しました。

ご協力ありがとうございました。

寺林議長、議長席にお着き願います。

ここで、暫時休憩といたします。

10：21 休憩

10：22 再開

（議長、議長席に着席）

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[日程の追加]

○議長（寺林俊幸） お手元に配布いたしました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、審議したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程を追加することに決定いたしました。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

[副議長の選挙]

○議長（寺林俊幸） 日程第 2、選挙第 2 号、副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思いを。
これにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定いたしました。
副議長に、中橋友子議員を指名します。
お諮りいたします。
ただいま議長が指名しました中橋友子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名いたしました中橋友子議員が副議長に当選されました。
ただいま副議長に当選された中橋友子議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定
によって、当選の告知をします。
副議長に当選された中橋友子議員から発言を求められておりますので、これを許します。
中橋友子議員。

○副議長（中橋友子） 一言ご挨拶を申し上げます。
ただいま不肖私、幕別町議会の第 17 代目の副議長に議員の皆さんのご推挙をいただきました。大変
光栄であります。同時に、大変重く受けとめ、身の引き締まる思いをいたしております。
平成 26 年に策定いたしました幕別町議会基本条例の基本理念であります町民の皆さんの福祉の向
上、これを達することはもとより、信頼をいただき、また、開かれた分かりやすい議会運営を目指し
ていく決意であります。この初心を忘れることなく、志を強く持って、議長の補佐役としてしっかりと
職責を全うしたいと思います。
どうかこれからも、議員の皆さん、そして理事者の皆さん、また、町民の皆さん、一層のご指導と
ご協力をいただけますよう心からお願いし、ご挨拶といたします。
ありがとうございます。(拍手)

[議席の指定]

○議長（寺林俊幸） 日程第 3、議席の指定を行います。
議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、議長において指定します。
なお、議会運営に関する基準によって、議長の議席は最終番、副議長の議席は最終番から 2 番目と
定めていますので、申し添えます。
それでは、議席番号と氏名を事務局に朗読させます。
事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 議席番号と氏名を申し上げます。

1 番石川議員、2 番小田議員、3 番内山議員、4 番藤谷議員、5 番小島議員、6 番若山議員、7 番岡本議員、8 番荒議員、9 番酒井議員、10 番野原議員、11 番田口議員、12 番谷口議員、13 番芳滝議員、14 番千葉議員、15 番小川議員、16 番藤原議員、17 番東口議員、18 番中橋議員、19 番寺林議員。
以上であります。

○議長（寺林俊幸） ただいま朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定の議席に名札を持って着席願います。

暫時休憩いたします。

10：29 休憩

10：30 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[常任委員会委員の選任]

○議長（寺林俊幸） 日程第4、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 朗読させていただきます。

総務文教常任委員会委員に、4 番藤谷議員、5 番小島議員、11 番田口議員、15 番小川議員、17 番東口議員、18 番中橋議員、19 番寺林議員、以上7人です。

次に、民生常任委員会委員に、1 番石川議員、3 番内山議員、7 番岡本議員、9 番酒井議員、10 番野原議員、14 番千葉議員、以上6人です。

次に、産業建設常任委員会委員に、2 番小田議員、6 番若山議員、8 番荒議員、12 番谷口議員、13 番芳滝議員、16 番藤原議員、以上6人です。

以上で、朗読を終わります。

○議長（寺林俊幸） ただいま朗読したとおり、各常任委員会委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

[議長の常任委員会委員辞退願配布]

○議長（寺林俊幸） ここで、副議長と交代のため、暫時休憩いたします。

10：32 休憩

10：33 再開

（副議長、議長席に着席）

[議長の常任委員会委員の辞任]

○副議長（中橋友子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま総務文教常任委員会委員に選任されました議長から、「常任委員会委員の辞職願」が提出されました。

議長は、各委員会への出席権が与えられているほか、本会議における可否同数の際の裁決権などを有していることなどから、一つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、総務文教常任委員会委員を辞任したいとの申し出であります。

お諮りいたします。

議長の常任委員会委員の辞任を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長(中橋友子) 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員会委員の辞任を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第4の2、「議長の常任委員会委員の辞任」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、寺林議長の退場を求めます。

(議長退席)

○副議長(中橋友子) お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長(中橋友子) 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員会委員の辞任を許可することを決定いたしました。

ここで、議長職を交代いたしますので、暫時休憩します。

10:36 休憩

10:37 再開

(副議長、自席に着席)

(議長、議長席に着席)

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、さきに決定いたしました各常任委員会で会議を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

10:37 休憩

10:48 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長(寺林俊幸) 諸般の報告をいたします。

休憩中、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、報告をいたします。

総務文教常任委員会委員長に東口隆弘議員、副委員長に田口廣之議員。

民生常任委員会委員長に野原恵子議員、副委員長に岡本眞利子議員。

産業建設常任委員会委員長に谷口和弥議員、副委員長に若山和幸議員。

以上、報告のとおり、各常任委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

[広報公聴会委員会委員の選任]

○議長(寺林俊幸) 日程第5、広報公聴委員会委員の選任を行います。

広報広聴委員会委員の選任は、広報広聴委員会条例第6条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 朗読いたします。

広報広聴委員会委員に、1番石川議員、2番小田議員、3番内山議員、5番小島議員、6番若山議員、7番岡本議員、8番荒議員、9番酒井議員、15番小川議員、以上9人です。

以上で、朗読を終わります。

○議長（寺林俊幸） ただいま朗読したとおり、広報広聴委員会委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、広報広聴委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、広報広聴委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

10:51 休憩

10:59 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

諸般の報告をします。

休憩中、広報広聴委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

広報広聴委員会委員長に内山美穂子議員、副委員長に荒貴賀議員。

以上、報告のとおり、広報広聴委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

[議会運営委員会委員の選任]

○議長（寺林俊幸） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名します。

事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 朗読いたします。

議会運営委員会委員に、3番内山議員、6番若山議員、8番荒議員、10番野原議員、11番田口議員、12番谷口議員、14番千葉議員、17番東口議員、以上8人です。

以上で、朗読を終わります。

○議長（寺林俊幸） ただいま朗読したとおり、議会運営委員会委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

委員会開催のため、暫時休憩します。

11:01 休憩

11:09 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） 諸般の報告をします。

休憩中、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に千葉幹雄議員、副委員長に若山和幸議員。

以上、報告のとおり、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

[一部事務組合議会議員の選挙]

○議長（寺林俊幸） 日程第7、選挙第3号、南十勝複合事務組合議会議員の選挙から日程第10、選挙第6号、とちあ広域消防事務組合議会議員の選挙まで、一括して選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 朗読いたします。

南十勝消防事務組合議会議員に、4番藤谷議員、17番東口議員、以上2人です。

次に、十勝中部広域水道企業団議会議員に、寺林議長、次に、十勝圏複合事務組合議会議員に、寺林議長、次に、とちあ広域消防事務組合議会議員に、12番谷口議員、18番中橋議員、それと寺林議長、以上3人です。

以上で、朗読を終わります。

○議長（寺林俊幸） ただいま朗読しましたとおり、選挙第3号、南十勝複合事務組合議会議員の選挙から選挙第6号、とちあ広域消防事務組合議会議員の選挙までについて指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名したとおり、当選人とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員が各組合議会議員に当選されました。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第11、報告第1号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第 11 号、専決処分した事件の報告につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第 8 号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成 31 年 4 月 3 日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成 31 年 3 月 5 日午後 6 時ころ、幕別町緑町 5 番地 34 付近の町道緑町団地道路 7 号道路において、相手方が運転する車両が当該道路を走行中、車道の陥没箇所を通過した際にタイヤがはまり、車両左側前方のタイヤフェンダー付近を損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、5 万 7,240 円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、幕別町在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては全額保険給付されるものであります。

今後とも道路パトロールの実施に当たりましては、なお一層、細心の注意を払いながら取り組むこととし、適正な道路管理に努めてまいりたいと思っております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

千葉議員。

○14 番（千葉幹雄） 専決処分の報告ということで、これは可としたいというふうに思いますが、関連してでありますけれども、ことしの春というのでしょうか、冬、雪が少なかったせいか、陥没ですとか亀裂ですとか、特にことし選挙があつて、町内皆さん同じでしょうけれども、回って本当にそういう箇所が非常に多く散見されました。私たちいろいろ声は、町民の皆さんから聞かされてはいるのですけれども、これは早急に、補修というのでしょうか、そういうものが急がれるのだろうというふうに思うのですけれども、基本的な理事者の考え方、これらの対応を速やかにすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 春先の凍上と、それから道路の補修等についてのご質問だと思います。

雪解け後、それから凍上は 3 月ぐらいから起こるのですけれども、それに対応につきましては、4 月、新年度になりまして補修工事の発注を現在しております。その工事の中で、除雪によって壊れた縁石、舗装、それから今回事故にありましたような、凍上によって起きた路面等の整正、こういうものを現在調査して、そして工事してまいりたいと考えてございます。5 月になりましたので凍上もおさまってきましたので、凍上で凹凸になっておりましたところには土のう等を置いてあったのですけれども、そういうものも状況によっては取り除きながら、適正な道路管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

以上で、報告第 1 号を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第 12、承認第 3 号から日程第 18、議案第 25 号まで及び日程第 21、議案第 28 号から日程第 26、議案第 33 号までの 13 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 12、承認第 3 号から日程第 18、議案第 25 号まで及び日程第 21、議案第 28 号から日程第 26、議案第 33 号までの 13 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 12、承認第 3 号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第 3 号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、平成 31 年度幕別町一般会計補正予算であり、平成 31 年 3 月 25 日付で行ったものであります。

2 ページをお開きいただきたいと思えます。

平成 31 年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,560 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 148 億 1,541 万 7,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、3 ページ、4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思えます。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思えます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目環境衛生費 30 万 1,000 万円の追加であります。

葬斎場管理委託料について、労務単価の上昇に伴い、当初の設計金額に対して 5 % を超える変動があったことから、所要の費用を追加するものであります。

以下、いずれの科目についても、同様の理由による費用の追加であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費 204 万 4,000 円の追加。

6 款農林業費、1 項農業費、7 目農地費 35 万 8,000 円の追加。

10 款教育費、1 項教育総務費、4 目スクールバス管理費 286 万 8,000 円の追加。

6 目学校給食センター管理費 182 万 8,000 円の追加。

7 ページになりますが、2 項小学校費、1 目学校管理費 409 万 1,000 円の追加。

3 項中学校費、1 目学校管理費 386 万 8,000 円の追加。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費 24 万 8,000 円の追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページまでお戻りいただきたいと思えます。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税 1,560 万 6,000 円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） ほとんどの項目にわたるのですけれども、労務単価が5%引き上がったことによる委託料の変更ということでもあります。これ専決されておりますので、そのことに対しては了承したいと思うのですけれども、一体金額的に、その5%というのがどれだけ、それぞれの委託先によって労務単価は変わってくると思うのですけれども、説明いただける範囲で、幾らの労務単価が幾らに上がったかということをご説明いただけないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） ただいま細かい数字は持ち合わせておりませんが、基本的なことでちょっとお話しさせていただきたいと思います。

今回のこの追加分につきましては、長期契約に関わるものであります。長期契約に関わるものにつきましては、その年度ごとに年度の金額を確定させていくわけですが、その年度の金額を決めるに当たりまして、一番最初に設定した設計額と比べてもう一度計算をし直します。それは労務単価とか、いろいろなものを含めて計算し直します。そのときに、その全体の経費が5%以上の差が生じたときには次の年度の契約について反映させると、そういう基本的な考え方であります。その点についてちょっと説明が不足だったかなとは、全体的な流れでは思っております。

個別のことについては、申しわけありません、今ちょっと数字は持ち合わせておりません。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 分かりました。つまり、既に金額は算定されていたのだけれども、変更が生じて、こういった補正になったということ、これは全般にわたって言えることだということを確認しておきたいのですけれども、よろしいですか。

○議長（寺林俊幸） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 今言われたとおりです。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第3号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第13、承認第4号、専決処分した事件の承認について及び日程第14、承認第5号、専決処分した事件の承認についての2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第4号及び承認第5号の専決処分について、一括してご説明申し上げます。

はじめに、承認第4号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、平成31年度幕別町簡易水道特別会計補正予算であり、平成31年3月25日付で行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成31年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ52万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億2,927万7,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳

出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費52万1,000円の追加であります。

先ほどの一般会計と同様に、労務単価の上昇に伴う所要の費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りいただきたいと思います。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料52万1,000円の追加であります。

現年課税分であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、承認第5号、専決処分した事件の承認につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、平成31年度幕別町公共下水道特別会計補正予算であり、平成31年3月25日付で行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成31年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ336万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ9億8,009万5,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

2款事業費、2項下水道管理費、1目浄化センター管理費282万8,000円の追加。

2目札内中継ポンプ場管理費40万4,000円の追加。

3目管渠維持管理費13万3,000円の追加であります。

いずれも、先ほどの一般会計と同様に、労務単価の上昇に伴う所要の費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りいただきたいと思います。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料336万5,000円の追加であります。

現年賦課分であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第4号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

承認第5号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第15、承認第6号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 承認第6号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、幕別町税条例等の一部を改正する条例であり、平成31年3月31日付で行ったものであります。

議案書の3ページ、議案説明資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴いまして、幕別町税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分したものであります。

それでは、議案説明資料の11ページをごらんください。

幕別町税条例等の一部を改正する条例の概要について記載したものでありますが、これにてご説明申し上げます。

はじめに、「個人町民税」についての改正であります。

一つ目は、「住宅ローン控除の延長」についてであり、条例附則第7条の3の2の改正になります。

改正内容については、住宅ローン控除の控除期間を3年延長するものであり、現行の10年間を13年間にするものであります。

なお、適用となる要件については、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合ということになります。

二つ目は、「引用条項及び文言の整理」についてであり、地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理をするものであります。

次に、「固定資産税」についての改正であります。

改正内容は、「引用条項及び文言の整理」についてであり、個人町民税の二つ目の改正と同様であります。

次に、「軽自動車税」についての改正であります。

一つ目は、「軽自動車税の税率の特例」についてであり、条例附則第16条及び第16条の2の改正になります。

改正内容については、3輪以上の軽自動車、ただし新車に限りませんが、排出ガス性能及び燃費性能に応じたグリーン化特例の現行制度を1年間延長するものであります。

二つ目は、「引用条項及び文言の整理」についてであり、個人町民税の二つ目の改正と同様であります。

議案書にお戻りいただき、7ページをごらんください。

附則についてであります。第1条では、本条例の施行期日を平成31年4月1日からとするものであります。

次に、8ページをごらんください。

第2条では、町民税に関する経過措置について、第3条では、固定資産税に関する経過措置について、第4条では、軽自動車税に関する経過措置について、それぞれ定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第6号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第16、承認第7号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第7号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、平成30年度幕別町一般会計補正予算であり、平成31年3月31日付で行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度幕別町一般会計補正予算（第12号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,349万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ152億8,371万3,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページから5ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

7款1項商工費、5目企業誘致対策費1,349万7,000円の減額であります。

貸付金の確定に伴う執行残であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6ページまでお戻りいただきたいと思います。

1款町税、1項町民税、1目個人84万円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

次に、2款から12款での補正については、いずれも交付額の確定に伴うものであります。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税981万7,000円の減額。

2項1目自動車重量譲与税1,247万8,000円の減額。

3款1項1目利子割交付金348万5,000円の減額。

7ページになりますが、4款1項1目配当割交付金389万2,000円の減額。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金29万9,000円の追加。

6款1項1目地方消費税交付金1,754万2,000円の追加。

7款1項1目ゴルフ場利用税交付金332万4,000円の減額。

8ページになりますが、8款1項1目自動車取得税交付金1,136万2,000円の追加。

10款1項1目地方特例交付金61万7,000円の追加。

11款1項1目地方交付税1億3,332万1,000円の追加であります。これは特別交付税の3月分の交付額決定に伴うものであります。

続けて、12款1項1目交通安全対策特別交付金98万5,000円の減額であります。

9ページになります。

19 款繰入金、1 項基本繰入金、1 目財政調整基金繰入金 1 億 3,000 万円の減額であります、これは財政調整基金からの繰入金を繰り戻すものであります。

次に、21 款諸収入、3 項貸付金元利収入、7 目工業団地取得資金貸付金元金収入 1,349 万 7,000 円の減額であります、これは貸付金の確定に伴うものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第 7 号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第 17、承認第 8 号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第 8 号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、平成 31 年度幕別町一般会計補正予算であり、平成 31 年 4 月 17 日付で行ったものであります。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 31 年度幕別町一般会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 29 万 7,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 148 億 1,571 万 4,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、3 ページ、4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

8 款土木費、4 項住宅費、2 目住宅管理費 29 万 7,000 円の追加であります。

4 月 13 日の午後 10 時 12 分ころに、桂町 2 団地の公営住宅の一室から火災が発生したことに伴い、隣接する 3 世帯の室内に煙が充満し、消火後も室内ににおいが残るとともに、すすに覆われるなど、従前どおりの生活を維持することが困難な状況になりました。そこで、3 世帯ともに近隣の公営住宅に順次転居する予定となりましたことから、転居に要する経費等について、補償費として所要の補正をするものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページまでお戻りいただきたいと思います。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税 29 万 7,000 円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第8号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第18、議案第25号、幕別町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第25号、幕別町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の9ページ、議案説明資料の15ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案説明資料の15ページをごらんいただきたいと思います。

「幕別町税条例の一部を改正する条例の概要」について記載したものでありますが、これにてご説明申し上げます。

個人町民税についての改正であります。

はじめに、上段の表をごらんください。

改正する事項は、「寄附金税額控除の特例」についてであり、条例第34条の7並びに条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正になります。

改正内容につきましては、地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理ということになります。

次に、下段の表をごらんください。

改正の具体的な内容について、参考として整理したものであります。

ふるさと納税制度の見直しということになりますが、このたび国では制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化につなげるため、ふるさと納税制度を見直したところであります。

1点目として、総務大臣は、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税の対象として指定することになりました。

基準①として、ふるさと納税の募集を適正に実施すること。

基準②として、返礼品は返礼割合を3割以下とすること。あわせて、募集に要する経費を含めて5割以下とすること。

基準③として、返礼品は地場産品とすること。

2点目として、総務大臣の指定を受けようとする全ての地方団体は、総務大臣に申出書を提出しなければならないことになりました。

①申し出期間は、毎年7月1日から7月31日までとなります。

②指定対象期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までとなります。

議案書にお戻りいただき、9ページをごらんください。

附則についてであります。第1条では、本条例の施行期日を令和元年6月1日からとするものであります。

第2条では、町民税に関する経過措置について定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、この際、13時まで休憩いたします。

11:47 休憩

13:00 再開

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19、議案第26号幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第26号幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明資料の16ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案説明資料の16ページをごらんください。

本件につきましては、地方税法及び地方税法施行令等の一部が改正され、本年4月1日に施行されたことに伴いまして、所要の改正をするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条第2項につきましては、基礎課税額について規定していますが、課税限度額を現行の「58万円」から「61万円」に引き上げるものであります。

なお、本改正により、国保税全体の課税限度額は、現行の93万円から96万円になるものであります。

次に、16ページから17ページにかけてごらんください。

第26条につきましては、国民健康保険税の減額について規定していますが、軽減後の基礎課税額の課税限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げ、同条第2号では、5割軽減の対象となっている世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額としている「27万5,000円」を「28万円」に、同条第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額としている「50万円」を「51万円」に改めるものであります。

次に、議案書に戻りまして、11ページをごらんください。

附則についてであります。第1項は、施行期日を規定したものであり、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。

次に、第2項は、適用区分について規定したものであり、この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第26号幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託い

たします。

日程第 20、議案第 27 号幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 27 号幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 12 ページ、議案説明資料の 18 ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、介護保険法施行令及び国庫負担金の算定に関する政令の一部改正に伴い、令和元年度及び令和 2 年度における低所得者に対する保険料の軽減をさらに拡大して行うものであります。

議案説明資料の 18 ページをお開きいただきたいと思います。

第 7 条第 2 項から第 4 項までにつきましては、令和元年度及び令和 2 年度における第 1 段階から第 3 段階までの保険料を定めるものであり、第 2 項では、第 1 段階に該当する方の保険料を 2 万 4,300 円に、第 3 項では、第 2 段階に該当する方の保険料を 3 万 4,000 円に、第 4 項では、第 3 段階に該当する方の保険料を 4 万 6,900 円に、それぞれ定めるものであります。

議案書の 12 ページにお戻りいただきたいと思います。

附則についてであります。第 1 項は、施行期日を規定したものであり、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用するものであります。

附則第 2 項につきましては、改正後の幕別町総合介護条例の規定は、令和元年度以降の年度分の保険料から適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとする経過措置を規定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 27 号幕別町総合介護条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

ここで、民生常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

13：07 休憩

13：50 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまお手元に配布したとおり、民生常任委員会委員長から付託いたしました議案第 26 号及び議案第 27 号についての審査結果報告書が提出されましたので、これを日程に追加し、審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号及び議案第 27 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第 20 の 2、議案第 26 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、野原恵子議員。

○10番（野原恵子） 朗読をもって報告させていただきます。

令和元年5月10日。

幕別町議会議長寺林俊幸様。

民生常任委員会委員長野原恵子。

民生常任委員会報告書。

令和元年5月10日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、令和元年5月10日（1日間）

2、審査事件、議案第26号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

3、審査の経過、審査に当たっては、条例の改正内容及び住民負担への影響等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、起立採決で結論を見た。

4、審査の結果、原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第26号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議ありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣言がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定します。

投票総数18人、賛成14人、反対4人。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20の3、議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、野原恵子議員。

○10番（野原恵子） 朗読をもって報告をさせていただきます。

令和元年5月10日。

幕別町議会議長寺林俊幸様。

民生常任委員会委員長野原恵子。

民生常任委員会報告書。

令和元年5月10日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

- 1、委員会開催日、令和元年5月10日（1日間）
- 2、審査事件、議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例。
- 3、審査の経過、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。
- 4、審査の結果、原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第27号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第28号、令和元年度幕別町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第28号、令和元年度幕別町一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、改元日前までに議決された「平成31年度幕別町一般会計予算」における元号の表示につきましては、今後、「令和」とすることを明示するものであります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,935万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ148億7,506万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、6目老人福祉費1,605万4,000円の追加であります。

介護保険特別会計への繰出金であります。

7款1項商工費、6目プレミアム付商品券発行业務費4,162万2,000円の追加であります。

はじめに、プレミアム付商品券発行业務の概要についてご説明申し上げます。

本事業は、消費税及び地方消費税率が10月1日から引き上げられることに伴い、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、低所得者・子育て世帯に対してプレミアム付商品券を発行するものであり、全国一律に実施される国の補助事業であります。

はじめに、商品券の購入対象者についてであります。一つ目として、令和元年度の住民税が非課税であり、かつ住民税課税者の扶養親族でない方、二つ目として、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子、いわゆる3歳未満児のいる世帯の世帯主ということになります。

次に、商品券についてであります。1枚当たりの金額は500円で、1セット10枚入り5,000円分となります。1セットを4,000円にて購入できるものであり、対象者1人当たり5セットまで購入可能となります。

ただし、3歳未満児のいる子育て世帯の世帯主は、対象となる子供の数を乗じたセット数まで購入できるものであります。

次に、商品券を使用できる店舗等についてであります。大型スーパー等を含め町内の店舗等を広

く対象として募集することとし、商品券の使用期間については、令和元年10月1日から令和2年3月中旬ころまでの約6カ月間を想定しているところであります。

次に、事務の進め方についてであります。対象者の抽出、申請案内、購入引換券の送付等については町が行うこととし、店舗の募集・登録、商品券の作成・販売、換金等については幕別町商工会に担っていただくとするものであります。

それでは、各節に沿ってご説明いたします。

4節から13節、そして次のページの14節にかけては、対象者となる約5,500人に対する購入引換券の送付など、プレミアム消費券に係る事務を行うための所要の費用を計上するものであります。

19節につきましては、商品券の印刷及び商品券使用可能店舗等の公募・登録などに係る所要の費用と販売する商品券に係るプレミアム率20%相当分を合わせて、幕別町商工会に対して補助するものであります。

12款職員費、1項1目職員給与費167万8,000円の追加であります。

プレミアム付商品券発行事業に係る事務量の増加に伴う追加であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りいただきたいと思っております。

1款町税、2項1目固定資産税401万3,000円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金802万8,000円の追加であります。

議案第27号でご説明をいたしました総合介護条例の改正に伴い、介護保険料に関して、平成27年度から一部実施されている公費による低所得者に対する保険料の軽減措置をさらに拡大して行うことにより、国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1を負担することとなることから、国負担分を追加するものであります。

次に、2項国庫補助金、6目商工費補助金4,330万円の追加であります。

1節につきましては、商品券のプレミアム率20%相当分の事業費全額を国が補助するものであり、2節につきましては、事務に要する経費全額を国が補助するものであります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金401万3,000円の追加であります。

介護保険料に関して、国庫負担金と同様に、低所得者に対する保険料の軽減拡大に伴う道負担分を追加するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第28号、令和元年度幕別町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第29号、令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第29号、令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、改元日前までに議決された「平成 31 年度幕別町介護保険特別会計予算」における元号の表示につきましては、今後、「令和」とすることを明示するものであります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳入予算に関して一部組み替えをするものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページに記載しております「第 1 表 歳入予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳入をご説明申し上げます。

3 ページになります。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 1,605 万 4,000 円の減額。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1,605 万 4,000 円の追加であります。

議案第 27 号でご説明をいたしました総合介護条例の改正に伴い、介護保険料に関して、平成 27 年度から一部実施されている公費による低所得者に対する保険料の軽減措置をさらに拡大して行うことから、保険料を減額し、一般会計からの繰入金を追加するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 29 号、令和元年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 30 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 30 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 13 ページ、議案説明資料の 19 ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案書の 13 ページをごらんください。

契約の目的につきましては、春日東団地公営住宅 3 号棟建設工事（建築主体）であります。

当工事につきましては、幕別町公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年限を経過し、老朽化した春日東団地公営住宅の建てかえをするものであります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成 31 年 4 月 24 日に、藤原工業株式会社、株式会社佐藤建設、有限会社北海技建工業、加藤建設株式会社、株式会社大野建設、株式会社萬和建設の 6 者により指名競争入札を執行いたしましたところ、7,052 万 4,000 円をもちまして株式会社萬和建設が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町本町 4 番 4、株式会社萬和建設代表取締役、萬昌幸氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期については、令和元年 10 月 15 日までを予定しているところであります。

議案説明資料の 19 ページの配置図をごらんいただきたいと思います。

建設場所につきましては、平成 30 年度に建設いたしました 7 号棟の東側で、既存の 2 棟を解体した跡地に建設するものであります。

今年度は 2 棟建設し、北側が 3 号棟、南側が 4 号棟となります。

次に、20 ページの平面図をごらんください。

工事概要につきましては、木造地上 1 階、延べ床面積 278.22 平方メートルの 1 棟 4 戸となる施設を

建設するものであります。

施設の特徴といたしましては、2LDK3戸、3LDK1戸の住宅を建設するものであり、システムキッチンやユニットバスの設備に加え、台所、洗面所、浴室への3か所給湯設備を整備し、出入り口を引き戸にするなど、どなたでも使いやすい住宅となるようにユニバーサルデザインによる計画となっております。

また、台所を対面キッチンにすることで、子育て世帯に配慮した住宅になっております。

次に、21ページの立面図をごらんください。

主な外壁の仕上げは、耐候性にすぐれているガルバリウム鋼板としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第30号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第31号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第31号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の14ページ、議案説明資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案書の14ページをごらんください。

契約の目的につきましては、春日東団地公営住宅4号棟建設工事（建築主体）であります。

当工事につきましては、幕別町公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年限を経過し、老朽化した春日東団地公営住宅の建てかえをするものであります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成31年4月24日に、藤原工業株式会社、株式会社佐藤建設、有限会社北海技建工業、加藤建設株式会社、株式会社大野建設、株式会社萬和建設の6者により指名競争入札を執行いたしましたところ、7,074万円をもちまして加藤建設株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町忠類白銀町200番地、加藤建設株式会社代表取締役、加藤茂樹氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、令和元年10月15日までの予定としております。

次に、議案説明資料の19ページの配置図をごらんください。

4号棟の建設位置につきましては、議案第30号における3号棟の南側になります。

また、4号棟に係る建設工事の概要等につきましては、議案第30号の3号棟と同様の内容であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第31号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 25、議案第 32 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 32 号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 15 ページ、議案説明資料の 22 ページをお開きいただきたいと思います。

今回取得いたします財産は、戸籍電算システム一式であります。

このシステムは、戸籍を電子データで管理する電算システムであり、現在のシステムについては、平成 26 年 7 月から稼働し、本年 7 月をもってメーカーが示しております最長保守期間の 5 年を経過することから、このたび現行機器の更新を行うものであり、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用し、更新整備を進めるものであります。

はじめに、このたびの事務の流れについてご説明申し上げます。

取得に係る事務全般は、町が備荒資金組合から委任を受けて行うこととなります。

町は、機種を選定、契約の相手方、取得金額を決定し、その後に備荒資金組合と契約の相手方との売買契約の締結、町への物品の納入、備荒資金組合から購入代金の支払いが行われ、その後に町が元利償還金を備荒資金組合に支払うというものであります。

このたび、納入業者と取得金額が確定いたしましたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、財産の取得についてご提案するものであります。

契約の相手方の選定に当たりましては、データの移行が確実に行われ、また、移行費用の抑制を図る観点からも、現行システムを納入し、保守管理を行っている富士ゼロックスシステムサービス株式会社公共事業本部北海道支店を納入先として選定し、地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約を締結するものであります。

以上のことから、北海道市町村備荒資金組合と富士ゼロックスシステムサービス株式会社公共事業本部北海道支店との売買契約締結に先立ち、幕別町の財産取得につきまして議決をいただこうとするものであります。

議案書の 15 ページをごらんください。

財産の名称及び数量については、戸籍電算システム一式であります。

取得金額については、1,836 万円であります。

なお、来年 3 月から償還が開始となりますが、令和 6 年 3 月までに支払う利子については、今年度の借入利率 0.1% で計算され、1,836 万円の元金に対し、総額 5 万 2,827 円となるものであります。

取得の相手方については、札幌市中央区北 4 条西 6 丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、菊谷秀吉氏であります。

北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、札幌市中央区大通西 6 丁目 1 番地、富士ゼロックスシステムサービス株式会社公共事業本部北海道支店支店長、足立孝之氏であります。

なお、購入するシステムの稼働開始については、令和元年 7 月 16 日の予定であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 32 号、財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 26、議案第 33 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 33 号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 16 ページをお開きいただきたいと思います。

今回取得いたします財産は、パソコン端末及びスキャナーであります。

この端末等については、導入から六、七年が経過しており、故障や操作性の低下を解消する必要性がありますことから、このたび北海道市町村備荒資金組合の資金を活用し、更新整備を進めるものであります。

取得に係る事務全般の流れについては、先ほどの議案第 32 号と同様であります。

このたび、納入業者と取得金額が確定いたしましたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、財産の取得についてご提案するものであります。

契約の相手方の選定に当たりましては、平成 31 年 4 月 24 日、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャ、株式会社曾我、十勝事務機販売株式会社の 4 者により指名競争入札を執行し、アートシステム株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社を納入先としたところであります。

以上のことから、北海道市町村備荒資金組合とアートシステム株式会社帯広支店との売買契約締結に先立ち、幕別町の財産取得について議決をいただこうとするものであります。

議案書の 16 ページをごらんいただきたいと思います。

財産の名称及び数量については、パソコン端末 131 台とスキャナー 14 台であります。

取得金額については、2,840 万 4,000 円であります。

なお、来年 3 月から償還が開始となりますが、令和 6 年 3 月までに支払う利子については、今年度の借入利率 0.1% で計算され、2,840 万 4,000 円の元金に対し、総額で 7 万 6,975 円となるものであります。

取得の相手方については、札幌市中央区北 4 条西 6 丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、菊谷秀吉氏であります。

北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西 20 条南 6 丁目 3 番 20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長澤見正興氏であります。

なお、取得する財産の納入期限については、令和元年 9 月 20 日までを予定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 33 号、財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[監査委員の選任]

○議長（寺林俊幸） 日程第 27、議案第 34 号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、藤谷議員は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので退場を求めます。

（藤谷議員退場）

○議長（寺林俊幸） 暫時休憩いたします。

14：23 休憩

14：23 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 34 号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、前監査委員でありました乾邦廣氏の後任として、幕別町忠類本町 135 番地、藤谷謹至氏を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料 23 ページに記載してありますので、ご参照いただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、除斥議員の入場のため、暫時休憩いたします。

14：25 休憩

（藤谷議員入場）

14：26 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[副町長の選任]

○議長（寺林俊幸） 日程第 28、議案第 35 号、副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 35 号、副町長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、川瀬俊彦副町長が 5 月 12 日をもって任期満了となりますことから、その後任として伊藤博明氏を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料 24 ページに掲載してありますので、ご参照いただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、原案を可とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

14：29 休憩

14：29 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩を解いて、再開いたします。

[副町長挨拶]

○議長（寺林俊幸） ここで、ただいま副町長に選任されました伊藤博明忠類総合支所長より発言を求められておりますので、これを許します。

伊藤博明忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（伊藤博明） 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

ただいまは副町長選任のご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

今はただ、その責任の重さを十分に身にしみ感じて、身の引き締まる思いであります。

まだまだ至らぬところの多い私ではありますが、今日のこの緊張感と初心を決して忘れることなく、住民の皆さまから信頼される町政の実現に向け、飯田町長のもとで補佐役として誠心誠意力を尽くしてまいりたいと考えております。

議員の皆さまには、旧に倍しましてご指導を賜りますよう心からお願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（寺林俊幸） ここで、継続調査の申出書配布のため、暫時休憩いたします。

14：31 休憩

14：33 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[継続審査申し出]

○議長（寺林俊幸） ただいまお手元に配布いたしました追加日程表のとおり、総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、広報広聴委員会委員長、議会運営委員会委員長から、所管に関わる事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続調査の申出書がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
日程 29、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、所管に関わる事件について、それぞれの期限まで閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、所管に関わる事件について、それぞれの期限まで、閉会中も継続して調査することに決定いたしました。

[副町長退任挨拶]

○議長(寺林俊幸) ここで、川瀬俊彦副町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

川瀬俊彦副町長。

○副町長(川瀬俊彦) お許しをいただきましたので、退任に当たり一言ご挨拶申し上げたいと思います。

1期4年にわたりまして、飯田町長の補佐役として重要な職務を担わせていただきました。

町民の皆さんが本当に住んでいていい町だなと実感していただけるように、私は職員とともに共通の認識を持ち、そして同じ方向性を向いて、いろいろな施策に取り組んでまいりました。その際は、議員の皆さん、そして他の執行機関の皆さん、そして各種団体の皆さんに支えられ、そしてご助力いただきました。心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

これからは、一町民として、幕別町がさらに発展していくように、私も関わってまいりたいと、そのように思っております。

結びになりますけれども、これからも皆さんとともにまちづくりに一生懸命頑張っていく、そのような思いを持ちまして、簡単粗辞ではありますが、退任に当たっての挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。(拍手)

[閉議・閉会宣告]

○議長(寺林俊幸) 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和元年第1回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

14:36 閉会